

東大路通歩行空間創出推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 四季を通じて、京都市民をはじめ、国内外からの来訪者が行き交う東大路通（三条通～東福寺）において、安心・安全で快適な歩行空間を創出することを目的とした、「東大路通整備構想」の案の内容等について検討するため、東大路通歩行空間創出推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「歩いて楽しい東大路」の実現に向けた検討
- (2) 「東大路通整備構想」の進行管理

(委員)

第3条 会議は、委員60人以内で組織する。

- 2 会議の委員は、学識経験のある者、本市職員、その他市長が適当と認める者のうち、市長が依頼し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 会議には、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員のうちから、市長が指名する。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室及び東山区役所地域力推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、歩くまち京都推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月30日から施行する。